

## 計算書類に対する注記(千手会法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ◇満期保有目的の債券等：償却原価法（定額法）
  - ◇上記以外の有価証券で時価のあるもの：決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ◇自己所有の有形固定資産：定額法、残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。  
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額(1円)まで償却する。
  - ◇自己所有の無形固定資産：定額法、残存価額はゼロとする。
  - ◇リース資産
    - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
→ 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
→ リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。  
ただし、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下またはリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
    - ・オペレーティング・リース取引に係るリース資産  
→ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
- (3) 引当金の計上基準
  - ◇賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。  
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
  - ◇退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、法人の負担する退職共済掛金相当額を退職給付引当金に計上する。  
また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上する。
  - ◇徴収不能引当金：金銭債権のうち、徴収不能の恐れがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。  
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
  - ◇消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (5) 税効果会計の適用について
  - ◇法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。  
ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

3. 重要な会計方針の変更  
該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

- ◇公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。
- ◇独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳書（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ① 本部拠点区分（社会福祉事業）
    - ア. 本部
  - ② さくら福寿苑拠点区分（社会福祉事業）
    - ア. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
    - イ. 短期入所
  - ③ さくら千手園拠点区分（社会福祉事業）
    - ア. 障害者支援施設
    - イ. 短期入所
    - ウ. 日中一時支援
    - エ. 共同生活援助（山桜）
  - ④ 木の宮学園拠点区分（社会福祉事業）
    - ア. 生活介護
    - イ. 移動支援

- ウ. 日中一時支援
- エ. パーソナルサポート
- ⑤ 地域生活支援センターレインボー・児童発達相談支援センターれいんぼー拠点区分
  - ア. 佐倉市委託相談支援（レインボー）
  - イ. 千葉県委託相談支援（レインボー）
  - ウ. 指定一般・特定・障害児相談支援（レインボー）
  - エ. 指定特定・障害児相談支援（れいんぼー）
- ⑥ さくらんぼ園拠点区分（社会福祉事業）
  - ア. 福祉型児童発達支援センター
  - イ. 放課後等デイサービス
  - ウ. 保育所等訪問支援
  - エ. 居宅訪問型児童発達支援
  - オ. 日中一時支援
  - カ. パーソナルサポート
- ⑦ 南部よもぎの園拠点区分（社会福祉事業）
  - ア. 就労継続支援B型
  - イ. 日中一時支援
  - ウ. パーソナルサポート

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	127,676,500	0	0	127,676,500
建物	443,066,007	3,067,157	23,863,946	422,269,218
合計	570,742,507	3,067,157	23,863,946	549,945,718

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	46,272,500円
建物（基本財産）	189,796,662円
計	236,069,162円
担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。	
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	22,264,000円
計	22,264,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,104,141,216	681,871,998	422,269,218
小計	1,104,141,216	681,871,998	422,269,218
その他の固定資産			
建物	151,079,447	94,518,356	56,561,091
構築物	48,202,538	38,376,848	9,825,690
車輛運搬具	41,164,658	33,236,265	7,928,393
器具及び備品	85,268,362	74,393,196	10,875,166
有形リース資産	7,837,200	7,837,200	0
小計	333,552,205	248,361,865	85,190,340
合計	1,437,693,421	930,233,863	507,459,558

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	134,487,925	0	134,487,925
未収補助金	3,653,431	0	3,653,431
合計	138,141,356	0	138,141,356

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

当年度において千葉県と佐倉市より委託されている相談支援事業の委託費が、消費税の課税売上に該当する事が判明し、県・市の担当者との協議の結果、過去5年分の修正申告を行う事となりました。

平成30年度から令和4年度分の消費税の修正申告を行い、消費税額(4,925,600円)と延滞税(108,900円)を納付しました。納付した消費税額等については特別増減の部に「過年度修正費用」科目を設けて計上しています。

納税した過年度の消費税額には県・市から未支給の消費税相当額が含まれる為、4,828,171円の支給を受けました。支給を受けた過年度分の委託費については特別増減の部に「過年度修正収益」科目を設けて計上しています。